

令和7年  
4月から

# 地域のまちづくりが、 「地域まちづくり推進委員会」を中心とした仕組みに変わります！

班回覧

平成18年に導入した地域自治区制度を見直し、地域協議会を終了のうえ、地域まちづくり推進委員会を中心とした多様な主体による地域づくりを推進します。

これまで

## 各地域自治区

### 地域まちづくり推進委員会



※地域によって名称が異なります。  
「地区振興会」「まちづくり委員会」「地域づくり協議会」「地域づくり推進委員会」「まちづくり協議会」など



市役所  
(本庁)

連携



総合支所  
地域センター  
地域事務所

サポート  
財政支援

事業の  
承認



事務局  
業務



地域協議会  
(行政の附属機関)

— 地方自治法で必置 —

地域協議会

地域課題の解決に向けて協議を行う行政の附属機関。地方自治法に基づく制限を解消し、宮崎市独自のまちづくり制度へ移行するため、見直しを行う。(令和7年3月末終了)

地域まちづくり  
推進委員会

地域コミュニティ活動交付金を活用して、地域ニーズや地域課題の解決に向けた活動に取り組む、地域のネットワーク組織

総合支所  
地域センター  
地域事務所

地域自治区事務所(地域協議会の事務局)として、地域住民の意見調整や地域団体等の連絡調整を行うほか、日常生活や地域活動における困りごとの相談を受ける行政機関

これから  
令和7年4月

## 各地域

### 地域まちづくり推進委員会



市役所  
(本庁)

連携



総合支所  
地域センター  
地域事務所

サポート  
財政支援

地域まちづくり推進委員会を  
中心とした  
多様な主体による地域づくり

地域協議会

令和7年3月末で終了

地域まちづくり  
推進委員会

令和7年4月から「地域まちづくり推進委員会」を中心とした多様な主体による地域づくりを推進する。これからの地域まちづくり推進委員会は、これまでの役割に加え、  
① 地域に関わる事項を協議するための組織を設置できる。  
② 地域に関わる事項について、市へ意見することができる。

総合支所  
地域センター  
地域事務所

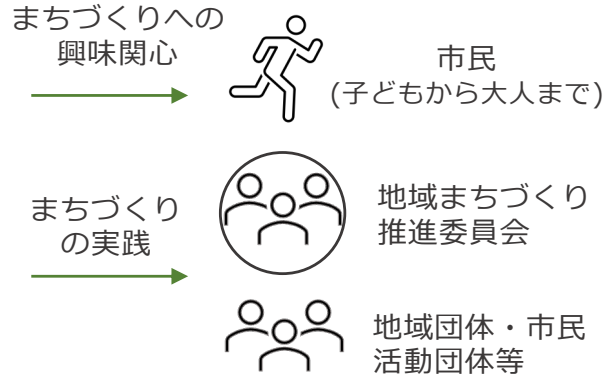
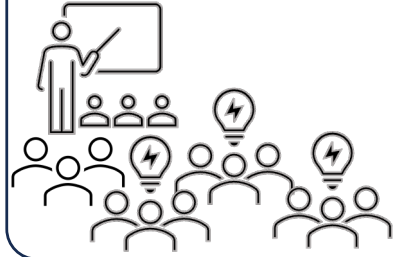
出先機関として、地域住民の意見調整や地域団体等の連絡調整を行うほか、日常生活や地域活動における困りごとの相談を受ける行政機関

## 今後の主な取組

地域のまちづくりでは、担い手の確保や人材の発掘・育成が課題となっているため、下記の項目に取り組んでいきます。

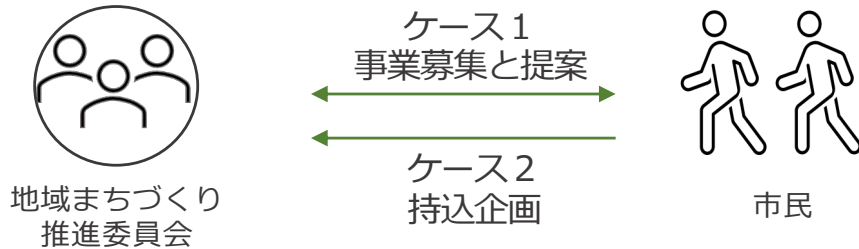
- ① 地域まちづくりの次世代を担う人材を発掘・育成するため、研修を実施します。

### 地域まちづくり 人材育成事業 (R6～)



- ② 誰もがまちづくり活動にチャレンジできる仕組みを作ります。

### チャレンジ制度 (案) ※現在、制度設計中



※「地域コミュニティ活動交付金事業」として実施



※地域コミュニティ活動交付金とは、地域の特性や資源を生かし、魅力あるまちづくりを推進するための財源として地域に交付されるもの。人口等に応じて、地域ごとに約160～700万円が交付されています。

### 【問い合わせ先】

宮崎市役所 地域振興部 地域コミュニティ課 地域まちづくり推進室 TEL : 0985-42-9205 E-mail : [01suisin@city.miyazaki.miyazaki.jp](mailto:01suisin@city.miyazaki.miyazaki.jp)  
最寄りの総合支所(地域市民福祉課)、地域センター、地域事務所

## 新しいまちづくりの制度に関する Q & A



### 質問 1

総合支所、地域センター、地域事務所は、どうなるの？

業務の見直しを行いながら、地域のサポートを続けます。



宮崎市



### 質問 2

新しい制度では、地域コミュニティ活動交付金はどうなるの？

使い途の選択の幅を広げるなど、ルールの見直しを行います。



宮崎市



### 質問 3

地域自治区制度が終了したら、自治会もなくなるの？

制度終了に伴い、自治会がなくなることはありません。



宮崎市



### 質問 4

まちづくりの区域はどうなるの？

当分は現在と同じ区域になりますが、中長期的に見直しの検討を行います。



宮崎市